

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」存在であり「権利の主体」であることを示した条約です。平成元年11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国では平成6年4月22日に批准を行いました。子どもの権利条約では「差別の禁止（差別のないこと）」、「こどもの最善の利益（こどもにとって最も良いこと）」、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、「こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）」の4つの原則を掲げています。

わが国では、令和4年6月に国会において「子どもの権利条約」の4つの原則を反映した「こども基本法」が成立しました。同時に「こども家庭庁設置法」も成立し、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置されたことで、こども施策の推進体制の整備が進められました。

令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されたことで、新たなこども施策に係る計画の策定が努力義務化されました。この「こども大綱」では、既存の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、関連施策の総合的な推進を目指すものとししました。また、「こども基本法」では「こども大綱」を基本に地方自治体が「こども計画」を策定することを努力義務として位置づけられています。

これまで、各地方自治体では子育て支援計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。また、関連する計画として子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進法に基づく「貧困対策計画」等の多様な計画を策定してきました。今後は、こども施策を一元化した「こども計画」の策定が進んでいくことが見込まれます。

本市のこどもや保護者への支援施策は、令和元年度に策定した「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」や、令和5年度に策定した「第2期 沼津市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、様々な取組を行ってきました。

このような中で、「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終期を迎えることから、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」に少子化社会対策や子ども・若者育成支援の分野を一元化し、新たに「沼津市こども計画」として策定するものです。

2 計画の性格

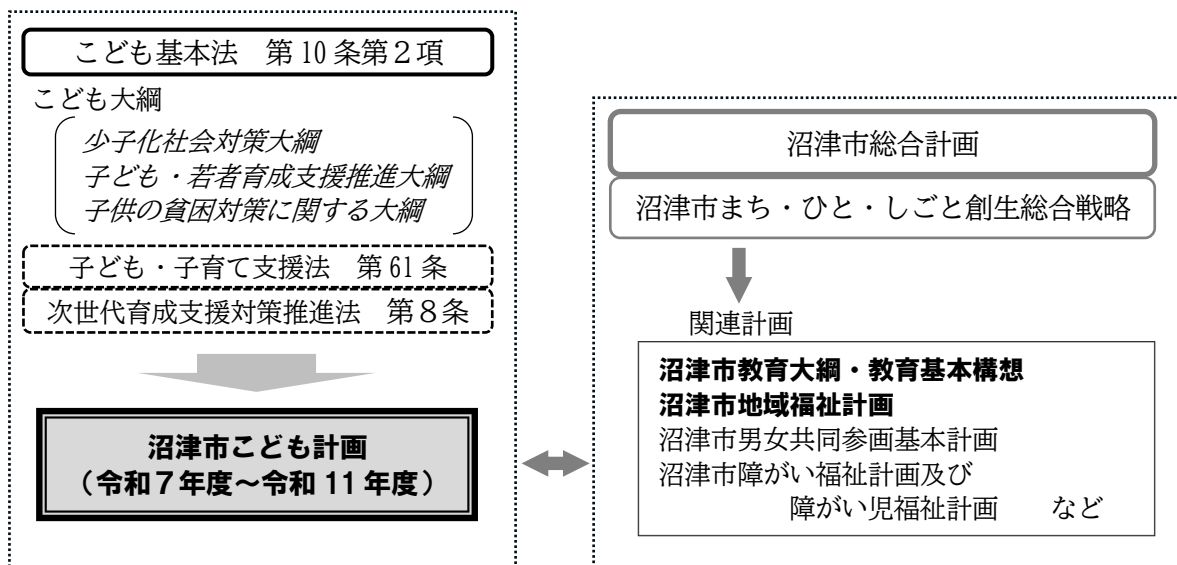
本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づき策定したものです。

また、「こども基本法」第10条第5項の規定に基づき、市町村こども計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定する市町村計画、その他こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成したものです。

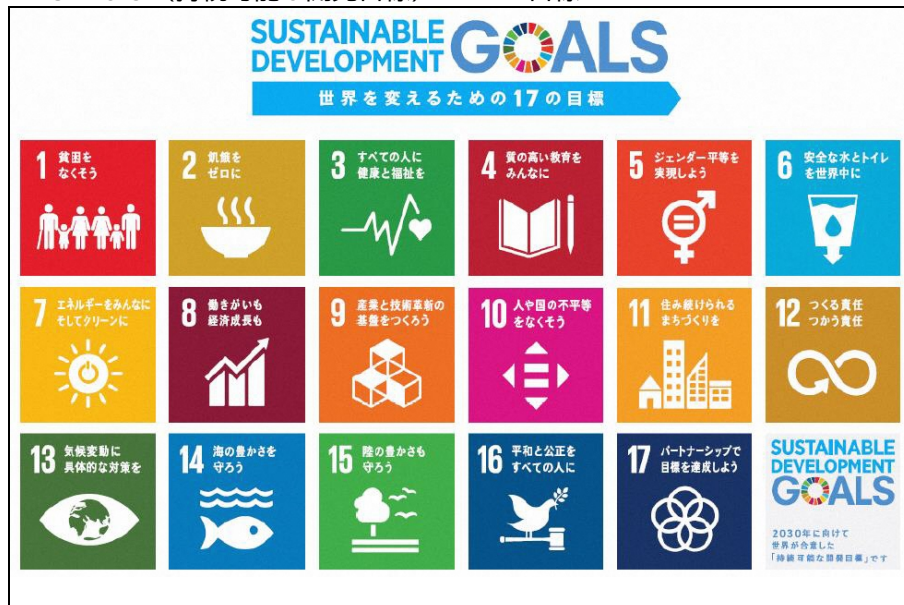
計画の策定に際し、「こども基本法」第9条に規定する「こども大綱」を勘案するとともに、静岡県の「(仮称) 静岡県こども計画」との整合を図りました。

市の計画との関連性については、市の最上位計画である「沼津市総合計画」の下位計画として策定しました。また、「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「沼津市教育大綱・教育基本構想」、「沼津市地域福祉計画」、「沼津市男女共同参画基本計画」、「沼津市障がい福祉計画及び沼津市障がい児福祉計画」など、その他の関連計画と整合性を保つとともに、総合計画で取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）にも対応した計画として策定しました。

■他の関連計画との整合性



■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



本計画では、SDGsの目標のうち、

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべてのひとに

が関連しています。

3 計画の期間

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

概ね29歳以下の市民及びその家族を対象としますが、施策によっては39歳以下の市民も対象とします。